

参加表明書等に関する質問及び回答

業務名：神埼市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託

N.o.	項目	質問の内容	回答
1	都市計画マスタープラン	資料として現行の「神埼市都市計画マスタープラン」を貸与していただけますか？	ホームページにデータを掲載しましたのでご確認ください。
2	参加表明書等提出要領 (3) 業務実績調書 (様式第3号)	業務実績調書（様式第3号）に添付する「業務実績調書に記載した業務の契約書（鑑の写し）及び業務の内容が確認できる書類等（写し）」はテクリス可でしょうか。	「業務実績調書に記載した業務の契約書（鑑の写し）及び業務の内容が確認できる書類等（写し）」のうち、「業務の内容が確認できる書類等（写し）」については、テクリス可です。 なお、「業務実績調書に記載した業務の契約書（鑑の写し）」は別でご提出ください。
3	仕様書P4	委託仕様書P4「3. 立地適正化計画検討」及び「4. 立地適正化計画策定」には誘導区域の設定方針を検討するとだけ記載があり、区域を設定するとは明記されていません。しかし、「5. 立地適正化計画報告書作成」には、本計画で決定した居住誘導区域・都市機能誘導区域を図示したGISデータを作成するとあります。3. もしくは4. で区域を設定すると考えればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。立地適正化計画を策定するにあたっては、誘導区域の設定が必要となりますので、「4. 立地適正化計画策定」において、区域の設定をすることになります。
4	参加表明書等提出要領 (7) 予定技術者の経歴調書（様式第5号）	配置技術者について 実務経験は20年以上だが、弊社への入社が浅く同種業務の実績が前職歴での実績でしかなく、実績を示す契約書等が提出できません。 実績を示す書類は個人のテクリス実績一覧でもよろしいでしょうか。	実績を示す書類は個人のテクリス実績一覧でも可です。
5	公募型プロポーザル実施要領P2（5）	予定技術者の業務実績期間も「令和2年4月から公告日現在までに受託実績を有し、かつ、契約業務が完了しているもの」と認識してよろしいでしょうか。	予定技術者の業務実績期間は限定しておりません。

No.	項目	質問の内容	回答
6	公募型プロポーザル実施要領P5（2）④	「企画提案書等と異なる内容の説明は認めない」とあるが、プレゼンテーション用のパワーポイントデータは多少構成を変えても問題ないでしょうか。	問題ありません。
7	公募型プロポーザル実施要領P7	第1次審査が実施される場合、審査事項は第2次審査と同様でしょうか。	実施要領7ページ別表記載の審査項目の中から抽出して審査します。
8	様式第5号	同種・類似・その他実績は何件まで記載してよいでしょうか。また、枚数制限はありますでしょうか。	制限はありません。
9	資料提供	資料として、最新の都市計画基礎調査データを貸与していただけますでしょうか。	現段階での貸与は予定しておりません。 仕様書21ページ10.注意事項（1）に記載のとおり、本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で受託者に提供することとしております。